

政令第二十三号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三条及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

福	島
福	島
空	港

を

福	島
福	島
空	港
茨	城
百	里
飛	行
場	

に改める。

別表第三福島空港の項の次に次のように加える。

百里飛行場		百里飛行場の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の 地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域
-------	--	---

附 則

この政令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

## 理由

本年三月十一日に百里飛行場の供用が開始され、国際航空路線が開設されることに伴い、同飛行場を検疫飛行場に指定するとともに、検疫感染症等に関し調査及び衛生措置を行うことができる区域を定める必要があるからである。

○ 検疫法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○ 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表第一（第一条の二関係）

都道府県	港又は飛行場の名称
（略）	（略）
福島	福島空港
茨城	百里飛行場
（略）	（略）

別表第三（第四条関係）

港又は飛行場の名称	水 域	陸 域
（略）	（略）	（略）
福島空港		福島空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域
百里飛行場		百里飛行場の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル

現 行

別表第一（第一条の二関係）

都道府県	港又は飛行場の名称
（略）	（略）
福島	福島空港
（略）	（略）

別表第三（第四条関係）

港又は飛行場の名称	水 域	陸 域
（略）	（略）	（略）
福島空港		福島空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域

(略)	
(略)	
(略)	ル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域
	(略)
	(略)
	(略)